選挙運動用ポスター作成契約書

２―１

収入

印紙

(割印)

串本町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　公職選挙法第１４３条第１項第５号に定める選挙運動用ポスター

２　数　　量　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　円（消費税含む。）

４　納入期限　令和　　年　　月　　日

５　請求と支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、串本町議会議員及び串本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき串本町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、串本町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、串本町には請求できない。

６　その他

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　（甲）　串本町議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　（乙）　住　所

　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞